

(案)

木津川市市有バス運行管理業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 木津川市市有バス運行管理業務（その2）
- 2 業務番号 8-総委-2
- 3 履行期間 令和8年6月1日から

令和9年3月31日まで

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 発注者は、発注者が所有する車両（以下「市有バス」という。）の運行及び管理に当たり、次の各号に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- (1) 発注者が別に定める運行計画書に基づく市有バスの運行業務
- (2) 市有バスの保管業務
- (3) 市有バスの整備点検及び維持管理業務（車検については、受注者の指定整備会社で行う。）

(業務遂行)

第2条 受注者は、本契約及び仕様書に基づき誠実に業務を遂行する。

(運行計画)

第3条 発注者は運行計画書を運行日の10日前までに受注者へ提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により受注者の了解を得た場合はこの限りでない。

- 2 運行計画書提出後、やむを得ない事情により変更が生じる場合は、双方協議の上決定する。
- 3 運行に関する乗務員への指示は、受注者が行う。
- 4 降雨、積雪、凍結等により催事等が催されない場合については、運行を中止する事がある。

(車両保管)

第4条 受注者は、市有バスを適切な車庫に保管し、盗難・事故防止の措置を講じなければならない。

(施設の使用)

第5条 受注者は、委託業務に必要な発注者所有に係る施設を使用することができる。

(委託料)

第6条 発注者が受注者に支払う委託料は、固定経費として月 [] 円と、一運行当たりの次項に定める費用とする（いずれも消費税額別）。

- 2 一日当たり4時間55分未満の運行は、 [] 円、4時間55分以上8時間55分未満の運行は [] 円、8時間55分以上の運行は、1時間当たり [] 円とし、燃料油脂費については、走行1キロメートル当たり [] 円とする。

(委託料の支払)

第7条 受注者は、毎月末に前条に規定する委託料を実績に応じて算出した金額に、その取引に係る消費税額を加算して得た金額を発注者に請求し、発注者は、請求後30日以内に受注者に支払う。

- 2 車両修繕費、税、保険料等の車両に係る費用は、発注者の実費負担とする（受注者が一時立替え、後日発注者に請求する。）。

第8条 前条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(安全運行義務)

第9条 受注者は、市有バスの安全運転の確保のため必要な措置を講じなければならない。

(発注者の保険)

第10条 発注者は、自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険（対人、対物、車両）に加入する。

(受注者の保険)

第11条 委託業務に従事する従業員の保険については、受注者が加入する労働者災害補償保険その他必要な保険を適用するものとする。

(事故報告)

- 第12条 受注者は、市有バスの運行中に事故が発生した場合には、乗客の安全確保に万全を期するとともに、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項に基づき適切な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、事故が発生したときは、直ちに事故報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、事故の相手方がある場合には、当該相手方の住所、氏名、生年月日、電話番号、車両番号及び事業者名等を確認するものとする。
- 4 受注者は、軽微な事故であっても事故現場において個人的に示談してはならない。

(事故の解決)

- 第13条 市有バスの運行中に発生した事故の解決については、運行車両の所有者である発注者に代わり、受注者がこれに当たるものとする。
- 2 前項の解決に当たっては、発注者が加入する自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険を使用するものとする。
- 3 ただし、次の各号に掲げる場合については、発注者と受注者が協議の上解決するものとする。
- (1) 保険金による解決ができない場合
 - (2) 保険金額を超える損害が生じた場合
 - (3) 運行に起因しない事故の場合
 - (4) 不可抗力による事故の場合
 - (5) 利用者の不注意により発生した車内事故の場合

(損害賠償)

- 第14条 前条の事故に起因して第三者に対し負担すべき損害賠償金については、発注者の負担とする。
- 2 受注者が委託業務の遂行に当たり故意又は重大な過失により当該事故を発生させた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者は負担した賠償金の全部又は一部を受注者に対して求償することができる。

(市職員等の同乗)

- 第15条 運行管理及び運転に関する乗務員への指示は受注者が行うものとし、市職員等が同乗する場合であっても、発注者が直接乗務員に指示してはならない。
- 2 発注者は乗客対応及び連絡調整を行う。

(再委託の禁止)

- 第16条 受注者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(秘密保持)

第17条 受注者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(契約解除)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 委託業務の継続が不適正であると発注者が認めたとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受注者の指定整備会社で行う市有バスの整備点検等の業務の履行にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を市有バスの整備点検等の業務の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(関係法令の遵守)

第19条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年

法律第 137 号)、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)、労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号) その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議事項)

第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、双方が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本通 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名捺印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

発注者 京都府木津川市木津南垣外 1 1 0 番地 9

木津川市

木津川市長 谷口 雄一

受注者 住所

氏名